

## 《医療機関の指定》

- 保険医療機関

## 《当院で算定している施設基準》

- 医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定します。

- 初診時（保険証・マイナ保険証提示有無にかかわらず）1点
- 再診時（3月に1回（保険証・マイナ保険証提示有無にかかわらず））1点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等のご利用にご理解ご協力をお願いいたします。

- 一般名処方加算

患者さまに必要な医薬品を確保するため、医薬品の今供給状況を踏まえつつ、一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せず成分名で記載する事）を行っております。

- 明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進して行く観点から領収書発行の際に、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご本人以外の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨お申し出ください。

## 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

### 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



### 後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)  
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

## 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、  
差額40円の4分の1である10円を、通常の1〜3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。  
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。  
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。  
※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

## Q&A

### Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品(ちょうきしゅうさいひん)と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

### Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

### Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、「使用感」や「味」など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

### Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。